

相談事例(2)

気をつけよう 儲け話の落とし穴！

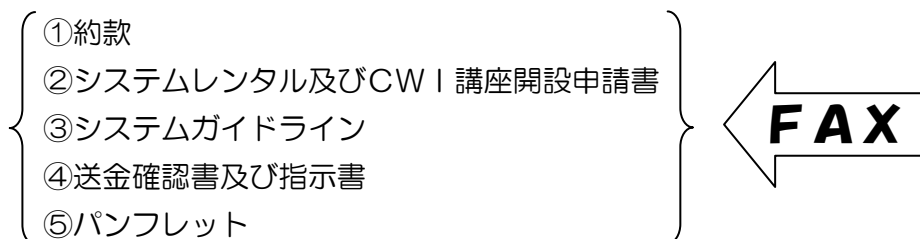
相談内容

(別居している息子さんからの相談)

ある日突然、高齢の両親の家に見知らぬ男性が訪ねてきた。父は寝たきりなので、その場にいた母が対応した。男性はいきなり部屋に上がり込み、パソコンはないかを見て歩いたが、家にパソコンはない。すると今度は、「お金を預ければ1年で1.5倍になる」といううまい儲け話を始めた。母はよく理解しないまま男性の話を聞き、その後男性に付き添われ銀行にお金をおろしに行ったようである。銀行ではおろすことができず何軒ものコンビニへ連れて行かれ、そこで併せて100万円を引き出し、その場でその男性に渡したという。領収書はもらっていない。渡したお金は母の全財産の半分である。そもそも何の契約かもわからない。一刻も早く払ったお金を返してほしい。

◆相談室の初期対応

相談室では、契約した商品は何か、説明はどうだったのか、当事者と事業者を確認しました。いきなり部屋に上がり込んできた男性は、販売業者(以下X社)の勧誘員とのこと。商品が何なのかもわからなかったため、ひとまずX社に契約書を見せてほしいと伝えたところ、X社から下記書類がファックスで送信されてきました。



約款

- ・自己資金の運用を海外にあるY社に委託することの契約に関する取り決めというもの。
- ・8ページに渡るが、そのほとんどは投資した消費者が責任を負うことになるという内容で、何に投資するかの説明は見あたらない。
- ・Y社の所在地である英国領ヴァージン諸島の法令に準ずるとある。
- ・口座はパソコンで閲覧することが原則で、本人あてにIDとパスワードが通知されるとのこと。パソコンが使えない人には書面を送付する。
- ・解約については、「当社が判断したとき」としている。

システムレンタル及びCWI口座開設申請書

- ・住所、氏名、パソコン用メールアドレス、携帯電話用メールアドレスの記入欄がある。
- ・事務代行会社が勧誘時のX社になっており、口座開設先の企業は英国領セーシェルにある外国名の企業Y社。
- ・Y社はネットバンキング専門で、設立は2012年3月。(勧誘されたのは5月)

システムガイドライン

- ・画面がすべて英文。説明が一部日本語で入っているが、実際のパソコン上の画面に日本語が表示されるかは不明。

パンフレット

- ・A4 サイズ 1 枚。半分が英文で、右半分に日本語で説明と思われる文章が印刷されているが、虫眼鏡で読まなくては判読できないような小さな文字でびっしりと記載されている。
- ・(担当者に再度確認をしたところ) この英文と日本語訳の 1 枚紙が契約書(Limited Power of Attorney=直訳すれば「代理人の限られた権限」)であるとのこと。
- ・自分名義の口座預金の運用を取引代理人としてY社に委任する契約であり、つまりこの英語・日本語が併記の印刷物が資金運用の委任契約書にあたる。
- ・所々にチェック欄があるが、「ハイ」という同意文言しかなく、これでは法定書面とは言えない。
- ・X社は代行に当たり手数料は徴収しておらず、利益が出たときに金額に応じたフィーを受け取るとしているが、契約書面にはその記載が見あたらない。

◆書面を確認したが・・・

送信されてきた内容を確認したところ、一番知りたい契約した商品についての説明書はありませんでした。担当者に問い合わせたところ、X社が開発したシステムをY社に役務提供する、消費者はそのシステムをサポート(投資)する、という説明でした。しかしシステムサポートの契約書はありません。担当者に再度尋ねた結果、システムレンタルはX社とY社との間の契約でしかないことが判りました。とするならば、システムレンタル及びCWI口座開設申請書のうちシステムレンタルの申請自体が契約当事者とは無関係なことになります。また、預けたお金が1年間で1.5倍になるというのはY社にFXとして投資するという話で、レンタルのサポート(投資)という説明は事実と異なります。

◆ポイント

(1) いきなり部屋に上がること自体、法に触れるといえます。特定商取引法では訪問販売において、勧誘に先立ち①氏名の明示、②販売目的を告げることを規定し、契約後には、③書面の交付を義務づけています。

(2) そもそもパソコンも携帯電話もない高齢者に、「FX運用をする海外の会社のシステム運用のサポート」というよく判らない投資を勧めること自体、適合性の原則に反すると言わざるを得ません。

(3) 出資法では出資金の全額もしくはこれを超える金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示もしくは暗黙に示すことを禁じています。FXに投資するのだとすれば、1年後に1.5倍になるという説明に問題があります。

(4) システムレンタルの契約はなく、預けたお金が1年で1.5倍になるという説明は、消費者契約法の規定による事実でないことを告げ、断定的判断の提供により誤認したといえ、取消ができると思われます。(預けたお金をY社に投資するという契約書の存在は不明)

◆その後の対応

X社に対し、「全財産の半分を渡したものである。直ちに全額返金してほしい」と申し入れました。しかし2年間クローズである、50%の返金しか受けられない、理由はトレーダーのポジションだ、とあって応じません。「勧誘の状況からしても問題が多い。全額返金してほしい」と強く申し入れましたが、渡した100万円の半額の50万円と出た利益と称する21,000円ほどが加算されて当事者の口座に振り込まれました。当事者は、自分の息子と同じくらいの年齢だったので心を許してしまった。以後気をつけると言いました。

◆狙われる高齢者！高額な被害も多い。

高齢者を狙った儲け話の被害は後を絶ちません。被害金額も高額になっています。契約する前にはだれかに相談する、その場では契約しない、うまい儲け話はありませんと心得ましょう。